

黒石市教育委員会告示第3号

黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱の一部を改正する告示

黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱（令和5年黒石市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「（黒石公民館を除く。）」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。